

村上市議会基本条例

《逐条解説版》

平成23年9月制定

新潟県村上市議会

村上市議会基本条例目次

目次

前文

第1条 目的

第2条 議会の活動原則

第3条 議員の活動原則

第4条 議長の責務

第5条 会派

第6条 市民と議会の関係

第7条 市民参画及び協働

第8条 議会の情報提供

第9条 議員と市長等との関係

第10条 政策等の形成過程の説明要求

第11条 政策立案及び政策提言

第12条 議会運営

第13条 委員会

第14条 会議における質疑応答

第15条 政務調査費の執行及び公開

第16条 議員研修の充実強化

第17条 議会事務局の体制整備

第18条 議会図書室

第19条 予算の確保

第20条 議員定数

第21条 議員報酬

第22条 議員の政治倫理

第23条 最高規範性

第24条 見直し手続

附則

村上市議会基本条例逐条解説

(前文)

平成20年4月1日、1市2町2村で合併し、県内随一の広大な面積を占める村上市において、村上市議会(以下「議会」という。)は率先して市民の信頼に応えるため、不断の議会改革を重ねていかなければならない。

市民から選挙で選ばれた議員により構成する議会は、市民の信託を受けた議事機関として、二代表制の趣旨を踏まえ、首長と相互抑制と均衡を図り、協力・協働しながら、最良の意思決定を導く役割が求められている。

議会は、市民の意思を代弁する合議機関であることから、市民の多様な意見を代表できる特性を最大限に活かしていくために、市民の意思を的確に把握する仕組み・制度を整え、市民との対話を積極的に求めていく必要がある。

議会は、その使命を達成するために、これまで以上に公平・公正・透明な議会運営、開かれた議会の推進、市民と議会の関係、意思決定機関としての役割などを明記して、市民参加を行い活力ある議会活動を目指し、この条例を制定する。

この条例は、議会及び議員の活動原則等の基本事項を定めた活動規範であり、議会の最高規範となる。

【趣旨】

前文は、村上市議会基本条例制定に至った背景や制定に当たったの決意をうたったものです。

【解説】

村上市議会は、議会、議員の基本的な活動原則や市民及び市長との関係などを定めるとともに、議会の活性化を図るための基本姿勢を明示し、議会の最高規範としてこの条例を制定するものです。

前文は、県内随一の面積となった5市町村での合併を契機とした、本条例制定の重要な背景などを述べ、村上市議会が、今まで以上に、不断の議会改革を重ねながら、全力で市民の付託に応え、信頼される議会となるための決意を表しています。

なお、二代表制とは、地方自治体において、首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶという制度であり、これに対して国では、選挙で選ばれた議員で組織する国会が内閣総理大臣を指名し、その内閣が国会に対して責任を負うという議院内閣制をとっています。二代表制の特徴は、首長、議会がともに住民を代表するところにあり、住民を代表する首長と議会が、互いに対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定(議決)していくことにあります。

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、不断の議会改革を行っていくことを目的とし、もって議会が市民の信託に応え、市民の福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例が規定している内容の概要を示し、制定の目的を明らかにするために設けるものです。

【解説】

議会及び議員の活動に関する基本的事項等を定めることにより、議会の活性化を図り、不断の議会改革を行っていくことを目的とし、さらに、議会が市民の信託に応え、市民全体の福祉の向上と市政の発展に寄与することを最終的な目的として定めるものです。

(議会の活動原則)

第 2 条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (3) 市政運営の監視及び評価を行うこと。
- (4) 把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等の強化に努めること。
- (5) 議会運営は、市民の傍聴の意欲が高まるよう、分りやすい視点、方法等で行うこと。

【趣旨】

本条は、前条に掲げる目的を達成するための議会の基本的な活動原則を定めるものです。

【解説】

第 1 号は、市民と歩む議会として、議会は、公平・公正な議会運営を行うとともに、その活動状況等を積極的に公開するなど、透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すことを定めるものです。

第 2 号は、議会は、様々な機会を通じて市民の意見を把握し、その意見を市政や議会運営に反映させることなどを定めるものです。

第 3 号は、議会は、議決を行う前提として、検閲・検査や議会審議などを通じて市長等の執行機関による市政運営を監視するとともに、事務執行の成果等について評価することを定めるものです。

第 4 号は、議会は、様々な機会を通じて把握した市民の意見をもとに、積極的な政策立案や政策提言に取り組んでいくことを定めるものです。

第 5 号は、議会は、できるだけ会議を傍聴している市民に分かりやすい言葉を使用するなど、市民に親しみやすく、また市民に関心を持たれるような議会運営に努めることを定めるものです。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき議員活動を行なう。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に理解し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (3) 市政に関する必要な調査研究を行い、政策立案及び政策提言を行うよう努めること。
- (4) 議会活動及び市政運営に関する自らの考えについて、市民への説明責任を果たすこと。
- (5) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (6) 高い倫理観を持って誠実にその職務を遂行し、自らの言動等に責任を持つこと。
- (7) 不断の研さんに努め、自己の資質を高めること。

【趣旨】

本条は、前条で規定した議会の活動原則を踏まえ、議員としての基本姿勢、議会活動における原則を定めるものです。

【解説】

第1号は、議会は、複数の議員が集まり言論によって物事を決める言論の府・合議制機関であることを認識し、議員同士の自由で活発な議論を展開していくことが重要であることから、これを活動の原則としてうたうものです。

第2号は、議員は、市民の代表として、市政の課題や市民の様々な意見、要望の把握に努め、議会活動を通じてその意見を市政に反映させることが重要であることから、これを活動の原則としてうたうものです。

第3号は、議会の政策立案機能を果たすため、議員は、常に市政に関する調査研究を続ける中で、政策立案や政策提言を行うことを活動の原則としてうたうものです。

第4号は、議員は、議会における活動や市政運営に関する自身の考えについて、説明責任を果たしていくことを活動の原則としてうたうものです。

第5号は、議員は、市政全体を見据えて広い視野で市民の福祉の向上を目指し、すべてに通じた活動を行うこと、すなわち特定の市民や地域、あるいは特定の団体や企業等に偏らない活動をすべきことを活動の原則としてうたうものです。

第6号は、議員は、高い倫理観やモラルを持って職務を誠実にを行うとともに、自身の言動や行動に責任を持たなければならないことを活動の原則としてうたうものです。

第7号は、議員は、常に研修や研究に努め、資質を高めていくことを活動の原則としてうたうものです。

(議長の責務)

第 4 条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行なう。

2 議長は、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第 101条第 2 項の規定に基づき、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求するものとする。

【趣旨】

本条は、議長の責務について定めるものです。

【解説】

第 1 項は、議長は、議場の秩序保持や議事整理など、大きな権限を有していることから、全議員に対し、中立・公正な立場でその職務を行うとともに、議会の品位を保ち、民主的、効率的な議会運営を行うことを責務とするものです。

第 2 項は、地方自治法第 101条第 2 項では、議長は、議会運営委員会の議決を経て、市長に対し臨時会の招集請求を行うことができると定められていることを受け、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、速やかにその手続を行うことを責務として定めるものです。

市長は、地方自治法第 101条第 2 項の規定に基づいて、議長から臨時会の請求があったときは、地方自治法第 101条第 4 項の規定により、請求のあった日から20日以内に臨時会を招集しなければならないとされています。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、同一の理念を共有する議員をもって会派を結成することができる。

2 会派は、その活動において、政策立案及び政策提言を行うための調査研究を積極的に行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、会派の定義、役割について定めるものです。

【解説】

第1項は、議員は、同一の理念を持った議員と会派を結成することができることを定めるものです。

第2項は、会派も、今後、特に政策立案機能を向上させることが求められることから、政策集団として積極的に調査研究を重ね、政策立案や政策提言を行うように努めることを定めるものです。

(市民と議会の関係)

第6条 議会は、多様な方法を用いて、議会の保有する情報を積極的に提供し、市民との情報の共有を図らなければならない。

2 議会は、議会に関する市民の知る権利を保障するため、村上市情報公開条例（平成20年条例第20号）の定めるところにより、議会が保有する情報を、市民等の求めに応じ、原則として公開しなければならない。

3 議会は、すべての会議を原則として公開しなければならない。

4 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を、市民に公表するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、より開かれた議会を目指すため、市民との情報の共有、積極的な情報公開を進めていくことを定めるものです。

【解説】

第1項は、情報媒体である議会だよりやインターネット等を通じて情報を積極的に提供し、市民との情報共有を図ることを定めるものです。

第2項は、議会も情報公開の実施機関の一つとして市民の知る権利を保障し、村上市情報公開条例（平成20年条例第20号）の定めるところにより、議会が保有する情報を、市民等の求めに応じて、原則公開しなければならないことを定めるものです。なお、「市民等」の範囲は、村上市情報公開条例第5条で次のように定められています。

- ・市内に住所を有する個人
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
- ・市内に所在する事務所又は事業所に勤務する個人
- ・市内に所在する学校に在学する個人
- ・前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に具体的な利害関係を有する個人、法人その他の団体

第3項は、議会は、透明性の確保等の観点から、秘密会とする場合などを除き、本会議や常任・特別委員会等、議会が開催するすべての会議を原則として公開とすることを定めるものです。

第4項は、議会は、議決に対する説明責任を果たすため、議案等に対する議員個人の賛否の表明について、議会だより等での公表に努めることを定めるものです。

なお、第4項を努力義務としたのは、議会制度上、無記名投票による採決もあることから、賛否を公表できない場合があるためです。

(市民参画及び協働)

第7条 議会は、市民との意見交換の場を多様に設けて、市民参画の機会を保障するとともに、市民との協働を推進するものとする。

2 議会は、請願及び陳情の審議等においては、必要に応じて、当該請願者及び陳情者の意見を聴くことができる。

【趣旨】

本条は、議会への市民参画や意見を反映させる機会について定めるものです。

【解説】

第1項は、議会は、市民の意見を市政に反映させるため、意見交換や意見聴取の場を設けるなど、市民参画の機会を確保するとともに、公共的課題を解決させるため、市民との協働を推進することを定めるものです。

第2項は、市民参画の一環として、請願や陳情の審議等に際して、議会は委員会において、必要に応じて、請願や陳情の提出者の意見を聴いた上で、審議等を行うことを定めるものです。

なお、第2項で「必要に応じて」としたのは、請願・陳情には、国に意見書を出してほしいという国政レベルのものや、市長の権限が及ぶ市政レベルのものまで内容は多岐にわたりますが、提出された請願・陳情から、その中身が理解できるものについては、まずは受理をしてから議会側でその内容を判断させていただく意味からです。

また、請願の場合は、紹介議員がつくることになっているので、その内容については、紹介議員が責任をもって説明することが前提となることから、必ずしもすべての案件で意見を聴く必要はないものと判断したことによるものです。

いずれにしても、請願・陳情は、市民の大切な意見であり、一つの政策提言でもあると言えることから、提出者からの申し出があった場合は、その必要性を所管委員会が判断し、対応することとなるものです。

意見を聴くに当たっては、議会は、議員で構成されるものであり、説明員として出席できるのは、地方自治法第121条の規定により、執行機関の者に限られることから、具体的には、地方自治法第109条第6項、同法第109条の2第5項において準用する第109条第6項又は同法第110条第5項において準用する第109条第6項の規定に基づき、常任委員会、議会運営委員会あるいは特別委員会において参考人として出席を求めて、意見を聴くこととなります。

参考

地方自治法第109条第6項

常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

(議会の情報提供)

第 8 条 議会は、市民との協働を積極的に推進する観点から、市民への議会の情報の提供に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、議会の情報提供について定めるものです。

【解説】

市民との協働を積極的に推進するため、議会は、自らが情報提供を積極的に進めることとし、議会だよりや議会ホームページなどを活用するなど、その取り組みについて定めるものです。

(議員と市長等との関係)

第9条 議会は、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との緊張関係を常に保持し、事務の執行の監視及び評価その他の議事機関としての責務を果たしていくものとする。

【趣旨】

本条は、議会と市長等（市長その他の執行機関及びその職員）との基本的な関係について定めるものです。

【解説】

本条は、議会は、二元代表制の下、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を保持しながら、事務の執行の監視及び評価など、議事機関としての責務を果たしていくことを定めるものです。

(政策等の形成過程の説明要求)

第10条 議会は、市長が提案する政策等について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

【趣旨】

本条は、市長等に議会審議に必要な情報開示を求めることについて定めるものです。

【解説】

本条は、議会は、市長が重要な政策等を提案する場合、議会の果たすべき市の意思決定機能や市民への説明責任を全うするため、議会審議の論点の明確化などに必要となる政策や事業等の目的、効果、財源措置等の情報を明らかにするよう求めることを定めるものです。

(政策立案及び政策提言)

第11条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

【趣旨】

本条は、市長等に対し、政策立案や政策提言を行うことを定めるものです。

【解説】

議会の果たすべき機能のうち、政策立案機能が今後とりわけ重要になることを踏まえ、議会は、条例や予算等の議案をはじめ、市の施策について、議会としての対案や修正案の提案、決議、議員の一般質問等の手法により、市長等に対し政策立案及び政策提言を積極的に行うことを定めるものです。

(議会運営)

第12条 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

- 2 議会は、議員間における討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。
- 3 議会は、市民にとって分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、議会運営に関する基本原則について定めるものです。

【解説】

第1項は、議会運営は民主的な運営を基本とし、加えて効率的な運営を行っていくことを定めるものです。議会運営は公平・公正が大前提であるとともに、効率的な運営が求められますが、効率的な議会運営を求めるあまりに民主的な議会運営が阻害されてしまう懸念もあることから、議会運営の基本として、あえて「民主的」と「効率的」を併記したものです。

第2項は、議会は、言論の府、合議制の機関であることを踏まえ、様々な考えを持っている議員同士が積極的に話し合い、合意形成を図っていくことを原則として定めるものです。

第3項は、市民に開かれた議会とするため、議会は、難解な表現、専門用語等を多用せず、会議を傍聴している市民に分かりやすい言葉を使用した議会運営に努めることを定めるものです。

(委員会)

第13条 委員会は、委員間の自由な討議を保障した運営を行うとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行うよう努めるものとする。

2 委員会は、その所管する事項の調査及び議案審査を行った結果、必要と認めるときは、委員会として、調査にあつては所見を、議案審査にあつては意見をそれぞれ付すものとする。

3 委員長は、委員会の議事整理及び秩序の保持について、その責務を果たさなければならない。

【趣旨】

本条は、委員会運営に関する基本原則について定めるものです。

【解説】

第1項は、全議員が一堂に会して議論をする本会議に対し、委員会は、その専門性と特性を活かして、詳細な議論を尽くす場所であることから、委員同士の自由な討議を保障し、その審査を通じて市長等に積極的な政策立案や政策提言を行うことを定めるものです。

第2項は、委員会は、それぞれの委員会が担当する分野の調査又は付託議案等の審査を行った結果、委員会としての所見や意見を付す必要があると認めた場合は、積極的に行っていくことを定めるものです。

第3項は、委員長は、委員会において、中立・公正な立場で、審査が円滑かつ能率的に進行するよう、その責務を果たさなければならないことを定めるものです。

(会議における質疑応答)

第14条 議会審議における質疑応答等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式とする。
- (2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議員の質問、政策提言に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

【趣旨】

本条は、議会審議における議員と市長等との質疑応答について定めるものです。

【解説】

第1号は、論点や争点を明確にするため、議員と市長等との質疑応答は、一問一答方式とすることを定めるものです。

第2号は、議会と執行機関の活発な議論を図るため、本会議又は委員会に出席した市長等は、議員の質問、政策提言に関し、議長又は委員長の許可を得て、反問としてその趣旨の確認や逆質問をすることができることを定めるものです。なお、反問の具体的な運用については、議会運営委員会で定めることとなります。

参考までに、新発田市議会では、会議規則で、「反問」を「議長から会議への出席を要請された市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者（以下「市長等」という。）は、議員の質問に対して議長の許可を得て反問することができる。」「委員会への出席を要請された市長等は議員の質問に対して委員長の許可を得て反問することができる。」となっています。

(政務調査費の執行及び公開)

第15条 政策立案及び提案を行うため、並びに調査及び研究に資するため交付された政務調査費の執行に当たっては、村上市議会政務調査費の交付に関する条例（平成20年村上市条例第6号）を遵守しなければならない。

2 政務調査費に関する書類の保管期限は、その支給を受けた日の属する年度から起算して5年間とし、いつでも市民に閲覧可能な状態で保管しなければならない。

3 政務調査費の収支報告書について、透明性を確保し、自ら説明責任を果たすよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、政務調査費の使用や使途の透明性確保について定めるものです。

【解説】

第1項は、調査研究活動のために交付される政務調査費の執行について、関係条例を遵守することを定めるものです。また、条例でいう調査研究に加えて、政策立案、提案を行うことも規定するものです。

第2項は、政務調査費に係る書類について、保管期限を定めるとともに、その保管に当たっては、市民から請求があった場合は、いつでも閲覧可能な状態とすることを定めるものです。

第3項は、政務調査費が公費で賄われていることを踏まえ、その適正な使用について市民への説明責任を果たす必要があることから、その使途について透明性を確保することについて定めるものです。

(議員研修の充実強化)

第16条 議会は、議会の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

【趣旨】

本条は、議会がその能力の向上のために行う研修について定めるものです。

【解説】

議会としての政策形成及び立案能力の向上、議員としての能力の向上を図るため、研修の充実強化について定めるものです。

(議会事務局の体制整備)

第17条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化を図るものとする。

【趣旨】

本条は、議会活動を補助する議会事務局の体制整備について定めるものです。

【解説】

議会の政策立案能力の向上や議会活動を円滑かつ効率的に進めるためには、その活動を補助する議会事務局の調査・政策法務機能の充実を図り、体制を強化することが必要となることから定めるものです。

(議会図書室)

第18条 議会は、議員の調査研修に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

2 議会図書室は、市民誰もが利用することができるものとする。

【趣旨】

本条は、地方自治法の規定により議会に置く図書室の活用について定めるものです。

【解説】

第1項は、議会図書室の図書等（図書資料等）の充実により、議員の調査研修に役立つことで、議員の政策形成及び政策立案能力の向上を図るため定めるものです。

第2項は、議会図書室は地方自治法第100条第19項の規定により一般にこれを利用させることができると定められていますが、市民に開かれた議会とするために、市民誰もが利用できることを明らかにしたものです。

(予算の確保)

第19条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、議会関係の予算の確保について定めるものです。

【解説】

議会は、二元代表制の一翼を担う機関として、様々な機能を果たしていくためには、一定の予算が必要であることから、その予算確保に努めることを定めるものです。

予算の提案及び執行は、市長の権限であることから、ここでは、議会活動に必要な予算を確保し、議会の機能を高めようとする議会の姿勢を示すため、主語を「議会」としたものです。

(議員定数)

第20条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民意見の聴取に努めるものとする。

2 議員定数の条例の改正議案は、市民の直接請求及び市長の提案を除き、改正理由の説明を付して必ず委員会又は議員が提案するものとする。

【趣旨】

本条は、議員定数の改正に当たっては、その理由を付して委員会又は議員が提案するものと定めるものです。

【解説】

第1項は、議員定数は、行財政改革の側面だけでなく、市が抱える課題や市の将来予測、又は人口、面積などの比較検討結果を踏まえるとともに、市民の議員活動に対する評価等の情報収集に努めながら、決定されるべきであると定めるものです。

第2項は、議員定数の改正議案は、市長の提案権を認めるものの、市民への説明責任を果たすためにも、議員が提案するものと定めるものです。なお、市民からの直接請求については、この限りではありません。

(議員報酬)

第21条 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民意見の聴取に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、議員報酬の改正に当たっても、議員定数の改正と同様、その理由を付して委員会又は議員が提案とするものと定めるものです。

【解説】

議員報酬は、行財政改革の側面だけでなく、市が抱える課題や市の将来予測、又は人口、面積などの比較検討結果を踏まえるとともに、市民の議員活動に対する評価等の情報収集に努めながら、決定されるべきであると定めるものです。

(議員の政治倫理)

第22条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、品位の保持に努め行動しなければならない。

【趣旨】

本条は、議員としての倫理観と姿勢について定めるものです。

【解説】

議員の倫理については、本条例第3条の議員の活動原則にも定めてありますが、議員は、市民の代表として高い倫理観が求められることから、改めて本条を定めるものです。

- 本条は、議員は、まず第一に市民の代表として高い倫理的義務があることを常に自覚した上で、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、市民の代表としての品位を保つよう努めなければならないことを定めるものです。

(最高規範性)

第23条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定及び改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

2 議会は、議会の先例及び申合せ事項等の解釈並びに運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

【趣旨】

本条は、本条例が村上市議会における最高規範であることを明らかにするために定めるものです。

【解説】

第1項は、本条例が議会における最高規範であることを明らかにするとともに、議会に関する他の条例・規則等の制定や改廃、その解釈及び運用に当たっては、議会における最高規範であるこの条例との整合を図らなければならないことを定めるものです。

なお、法形式的には、本条例と他の条例との間に効力の優劣をつけることはできませんが、本条例の制定目的と規定内容から、本条例が、議会における最高規範性を有しています。

第2項は、議会の先例及び申合せ事項等の解釈並びに運用に当たっては、議会における最高規範であるこの条例との整合を図らなければならないことを定めるものです。

(見直し手続)

第24条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、条例の定期的な検証及び随時の見直しについて定めるものです。

【解説】

第1項は、議会は、条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会において、定期的に自主的な検証を行っていくことを想定するものです。

第2項は、随時の見直しを定めるものであり、議会は、市民の意見や社会情勢の変化、前項の規定による検証の結果などを十分考慮し、この条例を必要に応じて見直して、条例の改正などの措置を行うことを決定しています。

なお、第2項中の「必要な措置」には、議会内部で見直し作業を行い、その見直し案について市民の意見を聴いて改正案をまとめていくなどの作業も想定しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。